

ユニークセリングポイント活用プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するユニークセリングポイント活用プロモーション業務委託（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

本県オリジナル品種等の特長をユニークセリングポイントとして活用し、品種及び品目全体のブランド価値を高めるためのブランディング方針を設定し、メディア等の情報媒体を通じて消費者へ広くPRする。また、特長を前面に打ち出したテストマーケティングを実施して、各品種及び品目の持つユニークセリングポイントに対する消費者の評価を得ることを目的とする。

2 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、3の「実施計画書」において定めるものとする。

なお、業務委託の実施に当たっては、甲との協議の上、行うものとする。

(1) ブランディング方針の作成

別紙1に提示するユニークセリングポイント及びプロモーションの方向性を基に、専門家によるコンサルティングを実施し、次の品種について、それぞれブランディング方針を作成すること。

ア 種類

「もち絹香（もち性大麦）」

「とちあいか（いちご）」

イ 内容

食品表示や食品の栄養成分の機能の表示に係る専門家、農産物ブランディングに係る専門家等の意見を徴収し、品種ごとのブランディング方針を作成すること。

売り込むターゲット像、販売形態、商品イメージ、プロモーション手法等を具体的に記すこと。

(2) プロモーション用情報サンプル制作業務

ア 情報サンプル動画作成業務

(1)で作成した品種ごとのブランディング方針に基づき、別紙1に提示するユニークセリングポイントをPRするための情報サンプル動画を作成すること。

(ア) 動画の種類

「もち絹香」、「とちあいか」それぞれのサンプル動画を作成すること。

(イ) 動画の内容

各品種及び品目のユニークセリングポイントの紹介、各品種の特長や具体的な用途・調理法等を説明し、購買を促す内容とすること。

(ロ) 動画の尺

・もち絹香

a 30秒程度×2種類（店頭で消費者に向けて購買を促すもの）

なお、別紙1に提示するユニークセリングポイントから2本の動画を作成すること。

b 2～3分程度×1種類（aの内容を含み、もち絹香として品種の紹介等を含むもの）

・とちあいか

a 30秒程度×2種類（店頭で消費者に向けて購買を促すもの）

なお、別紙1に提示するユニークセリングポイントから2本の動画を作成すること。

b 2～3分程度×1種類（aの内容を含み、とちあいかとして品種の紹介の他、「いちご王国・栃木」の紹介等を含むもの）

イ PR用資材の作成

「もち絹香」、「とちあいか」について、ユニークセリングポイントをPRするチラシ、リーフレット等を品種ごとに作成すること。

(ア) チラシもしくはリーフレット 各 20,000 枚×2 品種

(イ) 店頭掲示用ポップもしくはポスター等のPR資材 数量は県と協議の上、決定する。

ウ その他

情報サンプルの作成にあたっては、栄養士等の専門家の意見を徴収し、食品表示法、食品表示法要綱、食品表示法の一部を改正する法律、食品表示基準、不当景品類及び不当表示防止法、不当景品類及び不当表示防止法施行令、不当景品類及び不当表示防止法施行規則、健康増進法、他関連法令等を遵守すること。

(3) ユニークセリングポイント活用PR業務

(1) で作成したブランディング方針に基づき、首都圏量販店、果実専門店、飲食店、惣菜店等品種のPRに有効な店舗においてテストマーケティングを行い、各品種の強みを打ち出した販売手法を検討するとともに、商品の評価を行うこと。

ア テストマーケティングの実施

(ア) 品種

「もち絹香」、「とちあいか」について、各品種ごとに実施すること。

(イ) 実施時期

実施時期については県と協議の上、決定する。

(ウ) 実施場所

首都圏の店舗等（量販店、百貨店、果実専門店、飲食店、惣菜店等）において、各品種1回以上、実施すること。なお、具体的な実施場所については提案を元に、県と協議の上、決定する。

(エ) 内容

販売手法は、(1) で作成したブランディング方針並びに別紙1に提示するユニークセリングポイント及びプロモーション方針を前提として、特長を前面に打ち出した売り場づくりやメニュー展開を行うこと。また、商品の評価については年齢層や職種ごと等（概ね5名以上）での評価を得ること。

(オ) その他

農産物等の仕入れに係る費用等については、原則として委託費に含むものとするが、農業団体等の既存の流通ルートを利用することも可能とし、県との協議の上、決定する。

イ その他

店頭での表示等にあたっては、栄養士等の専門家の意見を徴収し、食品表示法、食品表示法要綱、食品表示法の一部を改正する法律、食品表示基準、不当景品類及び不当表示防止法、不当景品類及び不当表示防止法施行令、不当景品類及び不当表示防止法施行規則、健康増進法、他関連法令等を遵守すること。

(4) メディアを活用した情報発信業務

別紙1に提示するユニークセリングポイントをPRするため、(1) で作成したブランディング方針に基づき、インターネットを活用した情報発信及び情報番組等でのインフォマーシャルを行うこと。

ア インターネットによるワイヤーリリース

「もち絹香」、「とちあいか」のユニークセリングポイントについて、(2) で作成した情報サンプル動画を元に、各品種1回以上ワイヤーリリースを行うこと。

イ メディアを活用した情報発信

「もち絹香」、「とちあいか」のうち、いずれか一方のみの実施も可能とする。

情報番組や料理番組等、1番組10～15分程度、1回以上の情報発信を行うこと。

放映する内容は各品種のユニークセリングポイントを前面に打ち出した内容とし、県と協議の上、決定する。

ウ その他

情報発信にあたっては、栄養士等の専門家の意見を徴収し、食品表示法、食品表示法要綱、食品表示法の一部を改正する法律、食品表示基準、不当景品類及び不当表示防止法、不当景品類及び不当表示防止法施行令、不当景品類及び不当表示防止法施行規則、健康増進法、他関連法令等を遵守すること。

(5) 効果検証

商品及びプロモーション手法について、購入者もしくは利用者、バイヤー等の評価を基に、ユニークセリングポイント及びブランディング方針の講評を行うこと。

3 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」(任意様式)を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」(任意様式)として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア(DVD等)を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

4 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

5 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

「とちあいか」「もち絹香」のユニークセリングポイント

【ユニークセリングポイントとプロモーション手法】

科学的手法による分析結果等を元に選定したユニークセリングポイント及びターゲットとプロモーションの方向性

もち麦 もち絹香



選定したユニークセリングポイント

- 身体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分
食物繊維
…豊富に含んでいる（表示が可能）
- 食味・調理面
炊飯時の白度
（他品種と比較）

ターゲット及びプロモーション手法

- ターゲット
健康に関心のある中高年層（男女）
美容に関心のある女性
- プロモーション手法
食べる体験を通じて認知度を向上
調理セット等の商品開発
中食・外食での活用 等

いちご とちあいか



選定したユニークセリングポイント

- 身体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分
葉酸
…含んでいる（表示が可能）
ビタミンC
…豊富に含んでいる（表示が可能）
- 食味・調理面
酸味の少なさ、際立つ甘さ
（他品種との比較）
ハート型の断面

ターゲット及びプロモーション手法

- ターゲット
妊娠前～妊娠中の女性
若い世代の女性
- プロモーション手法
とちあいかの「愛」や健康（ウェルネス）をキーワード
天然の葉酸摂取源として女性への普及啓発
甘くて酸味が少ない食味のPR 等

もち絹香のユニークセリングポイントに係る栄養成分の参考値

分析項目	もち絹香 商品の平均値	栄養強調表示 に係る高い旨 の表示の基準	栄養強調表示 に係る含む旨 の表示の基準	単位
食物繊維	10.8	6.0	3.0	mg/100 g
うち水溶性	9.7	—	—	mg/100 g
うち不溶性	5.7	—	—	mg/100 g

とちあいかのユニークセリングポイントに係る栄養成分の参考値

分析項目	とちあいか 商品の平均値	栄養強調表示 に係る高い旨 の表示の基準	栄養強調表示 に係る含む旨 の表示の基準	単位
総アスコルビン酸（総ビタミンC）	60.60	30	15	mg/100 g
葉酸	58.40	72	36	μg/100 g